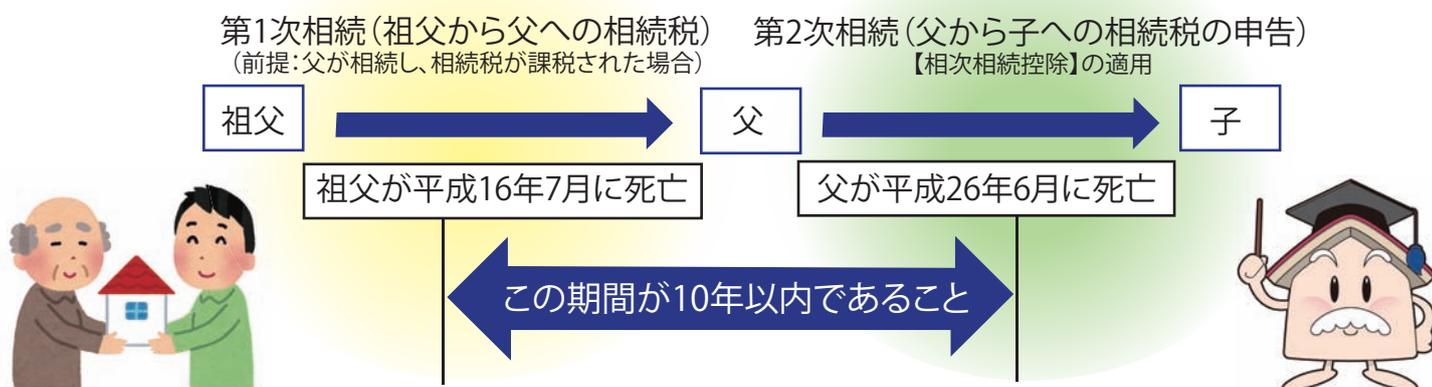




# 相次相続控除、ご存じですか？

国税庁HPより 平成27年4月1日現在法令等

【相次相続控除】とは、第一次相続から10年以内に第二次相続が発生した場合に一定金額の相続税を控除（減額）するものです。短期間で相続が続くことによる相続税の負担を軽減するために規定されています。



相次相続控除が受けられるのは次の全てに当てはまる人です。

(1) 被相続人の相続人であること

この制度の適用対象者は、相続人に限定されていますので、相続の放棄をした人及び相続権を失った人がたとえ遺贈により財産を取得しても、この制度は適用されません。

(2) その相続の開始前10年以内に開始した相続により被相続人が財産を取得していること

(3) その相続の開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について、被相続人に対し相続税が課税されたこと

## ＊ 相次相続控除額の計算方法 ＊

相次相続控除は、前回の相続において課税された相続税額のうち、1年につき10%の割合で逡減した後の金額を今回の相続に係る相続税額から控除しようというものです。

各相続人の相次相続控除額は、次の算式により計算した金額です。

$$A \times C / (B - A) \text{ [求めた割合が } 100/100 \text{ を超えるときは、 } 100/100 \text{ とする]} \\ \times D / C \times (10 - E) / 10 = \text{各相続人の相次相続控除額}$$

A：今回の被相続人が前の相続の際に課せられた相続税額

この相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。

B：被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（取得財産の価額＋相続時精算課税適用財産の価額－債務及び葬式費用の金額）

C：今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額

D：今回のその相続人の純資産価額

E：前の相続から今回の相続までの期間

1年未満の期間は切り捨てます。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、一部の計算が異なります。

# 中秋の名月（十五夜） 今年は9月15日です

月の満ち欠けによって暦を作っていた太陰暦(旧暦)では、7、8、9月を秋としていていました。その真ん中の8月15日を中秋といいます



## お供え・お飾りはどういうものがあるのでしょうか？

### ○お月見団子

やっぱり、定番はこの月見団子です。

お供えする数も、十五夜ときには15個、十三夜ときには13個と決まっている地域もあります。

### ○里芋(野菜)

芋(野菜)の収穫に感謝してお供えされます。

### ○すすき

お月見の時期に稲穂が無かったため  
稲穂に似たすすきを供えるようになった

といわれています。また、古くから

すすきには魔除けの力があると信じられていました。

## しずおかFPサービス column

### 2017年度税制改正？

まだ年末の税制改正大綱の時期には早いですが、関係省庁からは税制改正の要望が出ています。ちなみに税制改正大綱とは次の年度の税に関する法律を決めるために、与党や政府が発表する税制改正の原案のことです。例年年末の12月半ばに発表されています。ちょうど夏くらいに出る各省庁からの改正要望を年末までにまとめるというわけですね。

現在出ている資産税に関するトピックとしては

- ①保育所や幼稚園向けの貸地に関して相続税、贈与税を非課税とする
  - ②市街化区域の農地に関して相続税の納税猶予対象を拡大する
- の2つです。

①は現在問題となっている待機児童の解消のため、②は市街地の緑化や防災のためだといわれています。まだまだ要望の段階なので、これからどうなるか分かりませんが地主の方はチェックしたい情報ですね。

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を  
共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312